

# 新組織が始動 !!

2014年9月1日、当会に2つの新しいセンター・本部が設置され、活動を開始しました。その概要をご紹介します。

## 若手会員総合支援センター



若手会員総合支援センター 委員長代行  
廣瀬 健一郎 (50期)

### 1 若手会員総合支援センターの設置目的と活動内容

若手会員総合支援センター（以下「センター」といいます）は、弁護士登録5年以内の会員の業務を総合的に支援することを目的として設置された委員会です。

センターは、若手会員の業務支援を行っている他の委員会との意見交換・情報交換を行うことのほか、以下の活動を行う予定です。

- ① 若手会員に対する弁護士業務支援（若手会員の業務に役立つ研修、希望会員への助言などの業務支援）
- ② 若手会員に対する開業・就業支援（開業・就業に有用な情報の提供などの支援）

- ③ 若手会員に対して有用な情報を適時に伝えるなどの環境支援（若手会員に有用な情報を早く届ける仕組みの構築、若手会員のニーズの調査とニーズを実現する施策の検討などの支援）

### 2 弁護士登録5年以内の会員の方へのお願い

センターの目的である若手会員の業務の支援を実現するためには、弁護士登録5年以内の会員のみならずどのような支援を必要としているかというご要望を知る必要があります。センターは、弁護士登録5年以内の会員のみならずできるだけお手間をかけずにご意見をお出しいただける工夫をいたしますので、ぜひご意見・ご要望をお寄せください。よろしく願いいたします。

## 弁護士活動領域拡大推進本部



弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行  
山本 昌平 (50期)

1 この度、2014年9月1日付にて設置されました弁護士活動領域拡大推進本部（以下「本推進本部」といいます）の本部長（本部長は高中正彦東弁会長）代行を拝命致しました山本と申します。本推進本部設置にあたり、会員の皆様に、本推進本部の目的や意義・役割についてご説明させていただきます。

2 本推進本部は、もともと法曹養成制度改革実現協議会の下に設置されておりました活動領域拡大策検討部会の活動をさらに拡充すべく新しい本部として設置されたものです。本推進本部の設置要綱第2条の目的には、「… (1) 弁護士の活動領域の拡大に関する情報収集及び調査、(2) 本会内における各組織からなる拡大会議の開催、(3) 会員に対する活動領域の拡大に必要な

情報提供、(4) 会員を対象とした研修会、シンポジウム等の実施」と規定されております。この目的からお分りのように、本推進本部の役割や意義は、これまでの弁護士活動では十分にはフォローされていなかった分野・領域に対し、積極的にチャレンジして、市民や企業等が必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配のさらなる拡充を目指すものです。そのためには、従来の枠に捉われないフレッシュで斬新な発想や大胆な行動力が欠かせないことから、本推進本部は、50期を本部長代行として、50期、60期代を中心として構成されております。本推進本部では、多少の失敗は恐れず、果敢に挑戦していくことをモットーとして参りますので、本推進本部の活動に何卒御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。